

政策支援融資（創業（開業）・経営承継支援資金）制度要綱

1 目的

京都市・京都府が実施する各種創業支援策等を活用し、自らの経験や技術を生かして新たな事業化を目指す者等及び円滑な経営承継を図る中小企業者に対して、必要な資金を長期・低利で融通することにより、「ものづくり都市・京都」の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象者

融資対象者は、次に掲げるものとする。（京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるものに限る。）

(1) 創業（開業）一般型

借入金と同額以上の自己資金を有し（ただし、事業開始後の場合はこの限りでない。）、かつ次のいずれかに該当するもの

ア 事業を営んでいない個人で、1箇月以内に京都市内で新たに事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

イ 事業を営んでいない個人が2箇月以内に京都市内で新たに中小企業者である会社を設立し、かつ当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始した日以後5年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの

オ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で中小企業者である会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

カ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で設立した会社（中小企業者に限る。）であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの

(2) 創業（開業）支援型

次の①、②、③、④、⑤及び⑥のいずれかに該当し、かつア、イ、ウ、エ、オ及びカのいずれかに該当するもの

①別表第一に掲げる起業家育成セミナー等を修了しているもの（修了後3年以内に事業を開始するものに限る。）

②商工会議所、商工会若しくは地域ビジネスサポートセンター（以下「商工会議所等」という。）による開業等のための支援を受けているもの（支援を受けてから3年以内に事業を開始するものに限る。）

③ 別表第二に掲げるインキュベート施設等に現に入居しているもの

④ 事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定しているもの

- ⑤ 京都市・京都府との連携等のもとに保証協会が取り組む伴走支援を受けたもの
- ⑥ 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により支援を受けたもの

ア 事業を営んでいない個人で、1 箇月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは 6 箇月以内）に京都市内で新たに事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

イ 事業を営んでいない個人が 2 箇月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは 6 箇月以内）に京都市内で新たに中小企業者である会社を設立し、かつ当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始した日以後 5 年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その会社の設立の日以後 5 年を経過していないもの

オ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で中小企業者である会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

カ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で設立した会社（中小企業者に限る。）であって、その会社の設立の日以後 5 年を経過していないもの

（3）事業転換・多角化型

次のいずれかに該当するもの

ア 現に事業を行っている中小企業者、組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。次において同じ。）等であって、事業転換又は多角化を行おうとするもの

イ 事業転換又は多角化を行った日以後 5 年を経過していない中小企業者又は組合等

（4）経営承継一般型

① 代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条（以下「法第 12 条」という）第 1 項に規定する認定を受けた中小企業者（会社）

② 先代経営者の死亡又は事業譲渡に起因する経営の承継に伴い、法第 12 条第 1 項に規定する認定を受けた中小企業者（個人）

③ 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、法第 12 条第 1 項第 1 号イに規定する認定を受けた中小企業者の代表者個人

④ 経営を承継しようとするものを確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、法第 12 条第 1 項第 1 号ロ又は同項第 2 号ロに規定する認定を受けた中小企業者（会

社又は個人)

- ⑤ 経営を承継しようとするものを確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、法第12条第1項第3号に規定する認定を受けた事業を営んでいない個人

(5) 経営承継支援型

次のいずれかに該当するもの

- ①公益財団法人京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定したもの
- ②京都府事業引継ぎ支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定したもの
- ③事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定しているもの
- ④保証協会が取り組む伴走支援を受けて経営承継計画を策定したもの

(6) 経営承継借換型

原則、京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む中小企業者等で、経営承継計画を策定しており、当該計画に実際に着手しているもの

3 融資対象資金

(1) 創業（開業）一般型、創業（開業）支援型及び事業転換・多角化型

設備資金及び運転資金とする。ただし、新会社設立のための株式（出資持分）取得資金は対象としない。また、借入金債務の決済資金も原則として対象としない。

(2) 経営承継一般型

認定を受けた事由に係る設備資金及び運転資金とする

(3) 経営承継支援型

設備資金及び運転資金とする。

(4) 経営承継借換型

経営承継計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

4 融資条件

(1) 2の(1) 創業（開業）一般型に該当するもの

ア 融資限度額 1企業1,500万円以内（創業等関連特別保証利用可能額の範囲内）

ただし、事業開始前は、自己資金の範囲内を限度とする。

イ 融資利率 年1.2%（固定金利）

ウ 融資期間 10年以内

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済（必要により2年以内の据置期間を認める。）

オ 保証人・担保 保証協会の創業等関連特別保証の付与を条件とし、保証協会に対しては、無担保かつ原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

(2) 2の(2) 創業（開業）支援型に該当するもの

ア 融資限度額 1企業2,000万円以内（創業関連特別保証利用可能額の範囲

内)

ただし、2の(2)の④にあつては、取扱金融機関からの独自融資での借入額を限度とする。

イ 融資利率 年1.2% (固定金利)

ただし、2の(2)の④にあつては、取扱金融機関の定める固定金利とする。

ウ 融資期間 10年以内

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済 (必要により2年以内の据置期間を認める。)

オ 保証人・担保 保証協会の創業関連特別保証の付与を条件とし、保証協会に対しては、無担保かつ原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

カ その他 当該対象者については、(1)の資金と併用して利用することができる。

(3) 2の(3) 事業転換・多角化型に該当するもの

ア 融資限度額 1企業2,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額(普通保証)の範囲内とする。

イ 融資利率 年1.2% (固定金利)

ウ 融資期間 10年以内

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済 (必要により2年以内の据置期間を認める。)

オ 保証人・担保 保証協会の保証付きとし、保証協会に対しては、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要に応じて担保を求める。

(4) 2の(4) 経営承継一般型に該当するもの

ア 融資限度額 有担保の場合 2億円以内

無担保の場合 8,000万円以内

ただし、次の特別保証制度の利用可能額の範囲内とする。

2(4)①及び②経営承継関連特別保証

2(4)③特定経営承継関連特別保証

2(4)④経営承継準備関連特別保証

2(4)⑤特定経営承継準備関連特別保証

イ 融資利率 年1.2% (固定金利)

ウ 融資期間 10年以内

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済 (必要により2年以内の据置期間を認める。)

オ 保証人・担保 アの特別保証を付与することを条件とし、保証協会に対しては、連帯保証人として2(4)のうち、①及び②では法人代表者以外は不要、③では認定中小企業者以外は不要、④では会社の代表者又は他の中小企業者(会社に限る。)以外は不要、⑤では他の中小企業

者（会社に限る。）以外は不要とし、必要に応じて担保を求める。

(5) 2の(5) 経営承継支援型に該当するもの

ア 融資限度額 有担保の場合 2億円以内

無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

なお、2の(5)の③にあっては、取扱金融機関からの独自融資での借入額を限度とする。

イ 融資利率 年1.2%（固定金利）

ただし、2の(5)の③にあっては、取扱金融機関の定める固定金利とする。

ウ 融資期間 10年以内

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済（必要により2年以内の据置期間を認める。）

オ 保証人・担保 保証協会の保証付とし、保証協会に対しては、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要に応じて担保を求める。

(6) 2の(6) 経営承継借換型に該当するもの

ア 融資限度額 有担保の場合 2億円以内

無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

イ 融資利率 金融機関の所定金利

ウ 融資期間 10年以内

ただし、特に必要と認められる場合には、20年以内とする。

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済（必要により2年以内の据置期間を認める。）

オ 保証人・担保 保証協会の保証付とし、保証協会に対しては、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要に応じて担保を求める。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫

近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

ア この制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

イ 創業計画の充実、円滑な経営承継を図るため、経営支援等の助言・支援等の積極的な活用を図るものとする。

(2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に別表第三に掲げる書類を添付の上、取扱金融機関（受付機関）の窓口へ提出しなければならない。

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会と協議したうえで、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・保証付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行するものとする。

(4) 京都商工会議所等の経営支援員等による融資実行後の経営支援

経営支援員等は、2の(2)の④及び⑤並びに(3)、(4)及び(5)を除くものについては融資実行から3箇月後に経営に関する支援を行うものとする。

8 その他

(1) 2の(4)(5)に該当する者においては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。

(2) 市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) この融資制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の創業・経営承継支援融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第一（２（２）①関係）

名 称
京おんな塾
その他市長又は府知事が指定するもの

別表第二（２（２）③関係）

名 称
公益財団法人京都高度技術研究所イノベーション創出コミュニティー創業準備支援ブース
KRP テクノロジースタートアップ・アクセラレーター
京大桂ベンチャープラザ
クリエイション・コア京都御車
西陣産業創造會館
京都府女性チャレンジオフィス（京都市内に所在するものに限る）
その他京都市内に所在するインキュベート施設等で、市長又は知事が指定するもの

別表第三（６（２）関係）

共通	<p>I 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）</p> <p>II 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可等を証する書面の写し（原則として保証承諾時までに許認可等を取得すること）</p> <p>III 見積書、売買契約書、建築確認書、賃貸借契約書、家主の改装承諾書、平面図等（設備資金等で該当する場合）</p> <p>IV その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p>
----	---

要綱２（１） 創業（開業）一般型	
I 自己資金（資産）が確認できる書類（事業開始前の場合）	
II 商工会又は商工会議所の確認書（別紙様式１）	
ア	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定）</p> <p>III 税務署受付印のある開業届控の写し（保証承諾時までに）</p> <p>IV 保証限度額の確認書（保証協会所定）</p>
イ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定）</p> <p>III 公証人の認証のある定款の写し</p> <p>IV 株式（出資）払込金保管証明書</p> <p>V 会社設立についての誓約書（保証協会所定）</p> <p>VI 保証限度額の確認書（保証協会所定）</p>
ウ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後６箇月未満の場合）</p> <p>II 確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表（決算期から６箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始した日から６箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
エ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後６箇月未満の場合）</p> <p>II 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表（決算期から６箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ）</p> <p>V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から６箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
オ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し</p> <p>III 株式（出資）払込金保管証明書</p> <p>IV 会社設立についての誓約書（保証協会所定）</p> <p>V 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>VI 試算表（決算期から６箇月以上経過している場合）</p> <p>VII 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から６箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
カ	エに同じ

要綱 2(2) 創業(開業)支援型	
	① I 起業家育成セミナー等修了者にあつては、セミナー等の修了証明 II 商工会又は商工会議所の確認書(別紙様式1) ② I 商工会議所等の支援を受けた者にあつては、商工会議所等から発行された支援証明書(別紙様式2) II 商工会又は商工会議所の確認書(別紙様式1) ③ I インキュベート施設等入居者にあつては、入居審査結果通知書、賃貸借契約書等インキュベート施設等に現に入居していることが確認できる書類 II 商工会又は商工会議所の確認書(別紙様式1) ④ I 取扱金融機関からの独自融資での借入が確認できる書類 ⑤ I 保証協会の伴走支援を受けたことが確認できる書類 ⑥ I 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町村長発行の証明書の写し II 商工会又は商工会議所の確認書(別紙様式1)
ア	I 創業計画書(保証協会所定)及び記載事項が客観的に確認できる書類 II 勤務経歴証明書(勤務経歴がある場合、保証協会所定) III 税務署受付印のある開業届控の写し(保証承諾時まで)
イ	I 創業計画書(保証協会所定)及び記載事項が客観的に確認できる書類 II 勤務経歴証明書(勤務経歴がある場合、保証協会所定) III 公証人の認証のある定款の写し IV 株式(出資)払込金保管証明書 V 会社設立についての誓約書(保証協会所定)
ウ	I 創業計画書(保証協会所定)及び記載事項が客観的に確認できる書類(事業開始後6箇月未満の場合) II 確定申告書控(必要に応じ) III 試算表(決算期から6箇月以上経過している場合) IV 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書(事業開始した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可)
エ	I 創業計画書(保証協会所定)及び記載事項が客観的に確認できる書類(事業開始後6箇月未満の場合) II 決算書を添付した確定申告書控(必要に応じ) III 試算表(決算期から6箇月以上経過している場合) IV 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、公証人の認証のある定款の写し(必要に応じ) V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書(事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可)
オ	I 創業計画書(保証協会所定)及び記載事項が客観的に確認できる書類 II 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、公証人の認証のある定款の写し III 株式(出資)払込金保管証明書 IV 会社設立についての誓約書(保証協会所定) V 決算書を添付した確定申告書控(必要に応じ) VI 試算表(決算期から6箇月以上経過している場合) VII 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書(事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可)
カ	エと同じ

要綱 2 (3) 事業転換・多角化型	
ア	<ul style="list-style-type: none"> I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類 II 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)，公証人の認証のある定款の写し III 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ） IV 試算表（決算期から6箇月以上経過している場合） V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし，申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）
イ	<ul style="list-style-type: none"> I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業転換・多角化を開始した日から6箇月未満の場合） II 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)，公証人の認証のある定款の写し III 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ） IV 試算表（決算期から6箇月以上経過している場合） V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし，申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）

要綱 2 (4) 経営承継一般型	要綱 2 (5) 経営承継支援型
<ul style="list-style-type: none"> I 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定） II 試算表 III 許認可等を要する事業を営むものにあつては，その許認可等を証する書面の写し IV 原則として，市民税の納税証明書 V 登記事項証明書（履歴事項全部証明書），定款の写し VI その他受付金融機関又は保証協会が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益財団法人京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センターの発行する経営承継計画書の写し（別紙様式3） ② 京都府事業引継ぎ支援センターの発行する経営承継計画書の写し（別紙様式3） ③ 取扱金融機関からの独自融資での借入が確認出来る書類 ④ 保証協会の伴走支援を受けたことが確認できる書類
<ul style="list-style-type: none"> I 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に基づく認定申請書の写し（提出書類の写しを含む）及び認定書の写し 	

要綱 2 (6) 経営承継借換型
<ul style="list-style-type: none"> I 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定） II 試算表 III 許認可等を要する事業を営むものにあつては，その許認可等を証する書面の写し IV 市民税の納税証明書 V 登記事項証明書（履歴事項全部証明書），定款の写し VI その他受付金融機関又は保証協会が必要と認める書類 VII 経営承継計画書（様式は問わない）及び当該計画に着手していることの確認資料 VIII 必要に応じ経営計画書

(別紙様式1)

**京都府・京都市中小企業融資制度
産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金）に係る確認書**

所在地(住所)

企業名

代表者名

上記の者について、産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金）の申込みにあたり、経営に関する支援の利用希望を確認したことを証明します。

年 月 日

団体名

代表者名

印

(別紙様式2)

京都府・京都市中小企業融資制度
産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金 開業支援型）に係る支援証明書

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

上記の者は、商工会議所、商工会又は地域ビジネスサポートセンターの経営支援員又は専門経営指導員（以下「経営支援員等」という。）から支援を受けたことを証明します。

年 月 日

団 体 名

代表者名



・ 支援期間

・ 支援内容

・ 担当経営支援員等名

(別紙様式3)

京都府・京都市中小企業融資制度
産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金 経営承継型）に係る経営承継計画書

所在地(住所)

企業名

代表者名

産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金 経営承継支援型）を受けたいので、下記のとおり経営承継計画書を提出します。

記

(1) 後継者の予定

①現代表者の親族

②従業員

③社外等

※いずれかに○を付けてください。

(2) 事業承継のスケジュール

(3) 事業承継に向けての取組

《注意事項》 提出後に偽りが判明したり、経営承継計画に無理があると認められる場合など、申込受付後であってもご融資をお断りすることがあります。

上記の者は、公益財団法人京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センター又は京都府事業引継ぎ支援センターの支援を受けたことを証明します。

年 月 日

支援団体名

代表者名

(支援担当者)

⑨

政策支援融資（京都市関連認定制度資金）制度要綱

1 目的

本市が取り組む政策のもと，新たな技術・製品・サービスの開発等による新事業分野への進出や経営革新，事業の持続的発展や社会課題の解決等に取り組むなど，企業価値の創出・維持・向上を目指す中小企業者に対して，必要な資金を長期・低利で融通することにより，企業の経営基盤の強化，更にはものづくり分野や伝統産業の活性化，ソーシャルビジネスや創業初期ベンチャー企業の育成を図ることを目的とする。

2 融資対象者

京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり，次のいずれかに該当するもの

- (1) 府内に所在する中小企業者で，公益財団法人京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。）が実施する京都市ベンチャー企業目利き委員会（以下「目利き委員会」という。）のAランク認定を受けたもの
- (2) 市内に所在する中小企業者で，ASTEMが実施するオスカー認定を受けたもの
- (3) 市内に所在する中小企業者等で，地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）が実施する「知恵創出“目の輝き”」企業の認定を受けたもの
- (4) 市内に所在する中小企業者等で，京都市が実施する「これからの1000年を紡ぐ企業認定」の認定を受けたもの
- (5) 市内に所在する中小企業者等で，京都市伝統産業設備改修等補助金に係る京都市長の交付決定を受けたもの
- (6) 市内に所在する中小企業者で，京都市等が業務連携している「京都市スタートアップ支援ファンド」の投資先の決定を受けたもの

3 融資対象資金

運転資金又は設備資金

ただし，2の(1)，(2)及び(3)については，次の事業に必要な運転資金又は設備資金に限る。

- (1) ASTEMが実施する目利き委員会からAランクの認定を受けた事業で，蓄積・開発された技術，システム等に基づくものと認められる事業
- (2) オスカー認定を受けた事業で，蓄積・開発された技術，システム等に基づくものと認められる事業
- (3) 産技研が実施する「知恵創出“目の輝き”」企業の認定を受けた事業で，蓄積・開発された技術，システム等に基づくものと認められる事業

4 融資条件

- (1) 融資限度額 1企業2億円以内
うち運転資金は8,000万円以内とする。

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

- (2) 融資利率 年1.2%（固定金利）
- (3) 融資期間 10年以内
- (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済（必要により1年以内の据置期間を認める。）
- (5) 保証人・担保 保証協会の保証付きとし、保証協会に対する保証人・担保の取扱いについては、保証協会の定めるところによる。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫
近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）

イ 試算表

ウ 許認可等を必要とする事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

カ 別表に掲げる書類

キ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認める書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・保証付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 その他

- (1) 市民税の申告をし、かつ、市税の滞納がないこと。
- (2) 市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) この融資制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の京都市きらめき企業支援融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従来の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (6 (2) 関係)

要綱 2 (1) ~ (6) の提出書類	
(1) ASTEMが実施する目利き委員会のAランク認定を受けたもの	目利き委員会Aランク認定書の写し及び事業計画書
(2) ASTEMが実施するオスカー認定を受けたもの	オスカー認定書の写し及び事業計画書
(3) 産技研が実施する「知恵創出“目の輝き”」企業の認定を受けたもの	知恵創出“目の輝き”企業の認定証(書)の写し
(4) 京都市が実施する「これからの1000年を紡ぐ企業認定」の認定を受けたもの	これからの1000年を紡ぐ企業認定の認定書の写し及び事業計画書(又は事業計画書に類するもの)
(5) 京都市伝統産業設備改修等補助金に係る京都市長の交付決定を受けたもの	京都市伝統産業設備改修等補助金に係る交付申請書(受付機関及び保証協会が必要と認めた添付書類含む。)の写し及び交付決定通知書の写し
(6) 京都市等が業務連携している「京都市スタートアップ支援ファンド」の投資先の決定を受けたもの	京都市スタートアップ支援ファンドの投資先の決定を受けたことがわかる通知書の写し

政策支援融資（京都市企業立地促進資金）制度要綱

1 目 的

中小企業者に対し、京都市内に本社、工場、開発拠点又は研究所（以下「工場等」という。）を新・増設（以下「建設」という。）するのに必要な資金を長期・低利で融通し、企業の発展と企業立地の促進を図ることを目的とする。

2 融資対象者

製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、同一事業を1年以上営むもの。

3 融資対象資金

工場等を建設する資金（工場等の建設に必要な用地取得資金、機械設備取得資金又は工場等の買取資金及び買取に伴う改築・改装資金を含む）。ただし、用地取得、機械設備取得又は改築・改装のみの資金は対象としない。

4 融 資 条 件

- (1) 融 資 限 度 額 1 企業 5 億円以内
- (2) 融 資 利 率 金融機関所定利率
- (3) 融 資 期 間 1 5 年以内
- (4) 返 済 方 法 原則として元金均等月賦返済（必要により1年以内の据置期間を認める。）
- (5) 保 証 人 ・ 担 保 原則として保証協会の保証付きとし、保証人・担保の取扱いについては保証協会の定めるところによる。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫
近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都市産業観光局企業立地推進担当（以下「企業立地推進担当」という。）、京都商工会議所においても対応することとし、この制度の内容、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、企業立地推進担当に対し適格通知書交付申請書（様式1）を提出して交付された適格通知書（様式2）及び次の書類を上記5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 融資申込書（様式3）
- イ 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）
- ウ 試算表
- エ 許認可等を要するものにあつてはその許認可書等の写し

- オ 市民税の領収書又は納税証明書
- カ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- キ 土地売買契約書，登記簿謄本，見積書，カタログ
- ク 建築確認通知書，平面図，配置図
- ケ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は，受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を審査し，必要により保証協会と協議し，融資ができるものについては，保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・保証付与

保証協会は，取扱金融機関から受けた保証依頼について保証の可否を審査し，必要により取扱金融機関と協議し，保証ができるものについては，保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行及び報告

取扱金融機関は，保証協会から送付された保証書に基づき，速やかに融資を実行し，かつ申込書兼貸付実行報告書（様式3）により企業立地推進担当に報告する。

8 その他

- (1) 市民税の申告をし，かつ市税の滞納がないこと。
- (2) 工事完了後，速やかに完了届（様式4）を企業立地推進担当に提出すること。
- (3) 市外の中小企業者については，工場等の建設工事を完了した後，京都市に市民税の申告を行い，市民税の領収書の写しを企業立地推進担当に提出すること。また，法人登記手続きを速やかに行い，登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を企業立地推進担当に提出すること。
- (4) 市は，関係機関に対し，この制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ，関係機関は市からの調査・照会に対して，回答するものとする。
- (5) この融資制度に違反したときは，融資資金の繰上償還を命ずることがある。
- (6) この融資制度の実施について必要な事項は，別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前の京都市企業立地促進融資制度要綱に基づき受け付けた融資については，なお従前の例による。

附 則

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。

政策支援融資（京都市企業立地促進資金）制度

【様式1】

適格通知書交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（本店所在地）	申請者の氏名（会社名及び代表者名） ⑩ 電話番号
営業所所在地	申請者の業種（取扱品目）

私は、政策支援融資（京都市企業立地促進資金）制度の利用にあたり、以下のことを誓約し、事業計画を提出しますので、適格通知書の交付を申請します。

- ① 融資決定後、速やかに対象事業を実施するとともに、対象事業完了後速やかに完了届を企業立地推進担当に提出します。
- ② 建物建設資金と用地取得資金を分けて融資を申し込む場合、用地取得資金の融資を金融機関に申し込んだ日から原則として1年以内に建物建設資金の融資を申し込みます。
- ③ 上記不履行又は建物建設資金融資が不成立の場合、本融資の取消し等が行われても異議申し上げません。

【事業計画】

1 施設用途（該当するものに☑してください。）

- 本 社 工 場 研 究 所 開 発 拠 点
 （取扱予定品目）

※京都市記入欄

※

2 建設予定地（用地取得の場合、各筆の敷地面積を記入してください。該当する用途地域、地区に☑してください。）

京都市 区 (m²)
区 (m²)

- 工業専用地域 工業地域 準工業地域
 らくなん進都地区 横大路地区
 桂イノベーションパーク地区 その他

※

3 資金使途（該当するものに☑してください。）

- 建物建設資金 用地取得資金 機械設備取得資金
 工場等買取資金 改築・改修資金

※

4 建設計画（予定日を記入してください。）

- (1)用地取得日 年 月 日
 (2)建築工事着工日 年 月 日
 (3)建築工事竣工日 年 月 日
 (4)操 業 日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 印

適 格 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました政策支援融資（京都市企業立地促進資金）制度に係る下記の事業計画について、当該融資制度の目的等に適するものと認められますので、通知します。

記

【事業計画】

- 1 施 設 用 途
- 2 施設建設予定地
- 3 資 金 使 途

- ※ 本通知書は、当該融資の決定を保証するものではありません。融資の御利用に際しては、取扱金融機関と御相談ください。
- ※ 融資の申し込みまでに事業計画に変更がある場合、改めて通知書の交付を受けてください。
- ※ 融資の対象事業完了後、速やかに完了届を提出してください。なお、事業計画と完了届の内容が相違する場合、融資資金の繰上償還を命じる場合があります。
- ※ 用地取得資金と建物建設資金を分けて申し込む場合、用地取得資金の融資を取扱金融機関に申し込んだ日から原則として1年以内に建物建設資金の融資を申し込んでください。また、建物建設資金の申込みの際には、改めて適格通知書の交付を受けてください。

政策支援融資（京都市企業立地促進資金）

（あて先） 京都市長

申 込 書

年 月 日

申込者の住所（本店所在地） 〒	申込者の氏名（会社名及び代表者名） 法人名フリガナ		
	⑩		
	代表者・個人フリガナ		
電話番号			
業 種	申込者（代表者）の生年月日 (T・S・H . . .)		
今般下記により政策支援融資（京都市企業立地促進資金）を申し込みます。ついては、当社の業況等について調査審査に協力します。 なお、調査等の結果により減額、否決等の措置がとられても異議ありません。			
申込金額	千円	建物建設資金	千円
		用地取得資金	千円
		機械設備取得資金	千円
		工場等買取資金	千円
		改築・改装資金	千円

貸 付 実 行 報 告 書

年 月 日

下記のとおり実行しましたので報告します

貸付金額	千円	建物建設資金	千円
		用地取得資金	千円
		機械設備取得資金	千円
		工場等買取資金	千円
		改築・改装資金	千円
貸付期間	年 月 日から 年 月 日	か月	(うち据置 か月)
返済方法	年 月 日から 毎月 日		
	毎月の返済額	円	回
	最終月の返済額	円	回
制度融資名	<input type="checkbox"/> 政策支援融資（京都市企業立地促進資金） 2301		
融資利率	%	京都信用保証協会の保証	有・無

取 扱
金 融 機 関(銀行・信用金庫)
(本店・支店)

完 了 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
住所 (所在地)	氏名 (会社名及び代表者名) 電話番号 (印)

私は、政策支援融資（京都市企業立地促進資金）により、下記の施設を建設しましたので完了届を提出します。

記

所在地	京都市 区	外 筆
用地面積	総計 m ²	取得額 千円
建物面積	総計 m ²	取得額 千円
機械設備		取得額 千円
		合 計 千円

本融資借入額 千円

- (注1) この完了届は、施設の建設完了後速やかに企業立地推進担当に提出してください。
- (注2) この完了届には、融資対象事業に要した費用の領収書（写）、建物及び土地の不動産登記簿謄本（完了届提出者名義もの）を添付してください。

政策支援融資（地域産業振興特区資金）制度要綱

1 目的

この融資は、総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第31条に規定する地域活性化総合特区として指定を受けた京都市地域活性化総合特区において、法第35条に規定する地域活性化総合特別区域計画（以下「特区計画」という。）に定める事業の実施に必要な資金を融資し、特区計画に係る事業の促進を図ることを目的とする。

2 融資の対象

融資の対象は、原則として府内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）及び組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。以下同じ。）で、特区計画により京都市内において活用が認められた国の総合特区支援利子補給金制度（以下「特区利子補給」という。）について、京都市から総合特区支援利子補給金支援対象事業者確認書（以下「確認書」という。）の発行を受けた中小企業者等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるものとする。

3 資金の使途

融資する資金の使途は、特区計画の実施に必要な資金であって、旅館・ホテル、料亭及び観光土産品小売店等の産業観光施設に係る新設、改修・増改築又は設備の整備等に係るもののうち、次に掲げるとおりとする。ただし、寺社仏閣に係るものは対象としない。

- (1) 運転資金（ただし、内閣府による特区利子補給の審査において認められた金額の範囲内。）
- (2) 設備資金

4 融資の限度額

融資する資金の額は、1企業当たり10億円を限度とする。

ただし、保証協会の保証を付す場合にあっては、保証協会の普通保証利用可能額の範囲内とする。

5 融資の期間

融資の期間は、5年以上10年以内とする。ただし、設備資金（運転資金との併用を除く。）については対象設備の耐用年数を上限として、5年以上15年以内の取扱いを可能とする。

6 融資の利率

融資の利率は、年1.7%の以内で9（1）の金融機関が定める固定金利とする。

ただし、特区利子補給による金利軽減期間終了に伴う金利変更は除くものとする。

7 返済方法

融資を受けた資金の返済方法は、原則として元金均等月賦返済とする。
ただし、必要に応じて1年以内に限り、据え置くことができるものとする。

8 保証人及び担保

融資に当たっては、必要に応じ、保証協会の保証を付すものとする。

保証人及び担保の取扱いについては、保証協会の保証を付する融資にあっては保証協会の定めるところにより、保証協会の保証を付さない融資にあっては9(1)の金融機関の定めるところによる。

9 相談及び受付機関

(1) 融資の相談及び受付機関は、特区利子補給において、内閣総理大臣の指定を受けた次に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

京都銀行

京都信用金庫

京都中央信用金庫

三菱UFJ銀行

(2) 取扱金融機関は、この制度による融資を受けようとする者の申込資格を確認の上、申込みを直接受け付けるものとする。

10 提出書類

融資申込書（取扱金融機関所定）には、次に掲げる書類の添付を必要とする。

- (1) 最近の試算表（貸借対照表，損益計算書）
- (2) 許認可等を要する事業を営むものにあつては，その許認可証等の写し
- (3) 府税・京都市税の納税証明書（京都市以外の企業にあつては，府税の納税証明書のみ）
- (4) 京都市からの確認書の写し
- (5) 必要に応じ信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）
- (6) 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書），定款の写し
- (7) その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

11 各機関の事務処理

- (1) 取扱金融機関は，受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し，融資ができるものについては，必要に応じて保証協会へ信用保証依頼を行うものとする。
- (2) 保証協会は，取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し，保証ができるものについては，保証書を取扱金融機関へ送付するものとする。
- (3) 取扱金融機関は，融資実行するに当たり信用保証付与のものについては，保証協会から送付された保証書に基づき信用保証付融資を実行するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の経営支援緊急融資制度要綱「地域産業振興特区融資・京都市地域活性化総合特区事業促進資金」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。